



所得税法の改正に伴う源泉徴収義務者の修正

財政部は7月27日に所得税法改正草案を公表しました。そのうち、源泉徴収制度の主な改正点は、源泉徴収義務者について、これまでの事業責任者や機関・団体の責任者又はその指定する者等の個人から、所得を支払う営利事業者や非営利機関である組織に変更される点です。当該草案は予告期間終了後、行政院で可決され、立法手続を経て、2023年1月1日から施行される予定です。

「源泉徴収」とは、事業及び機関、団体等が、源泉徴収対象所得を「支払う」際の、源泉税の支払額からの徴収、規定期間内の納付、源泉徴収票の申告、納税義務者への送付までの一連の行政法上の義務を指します。現行の規定では、源泉徴収義務を履行する権利は所得支払組織に与えられていますが、その責任は所得支払組織の責任者個人が負います。権利と責任関係のねじれがあり、源泉税徴収実務と追加納付、罰則に係る訴訟行為の主体に関する問題が頻繁に発生しています。源泉徴収税の加算利息についても、本来は所得支払組織が負担すべきですが、組織責任者個人の負担として認定されています。

また、外国営利事業者に対する源泉徴収においては、所得税法第25条及び第26条に基づく純利益率による所得額の計算を適用する場合、源泉徴収義務者は所得支払組織であり、当該組織の責任者個人ではありません。そのため、組織の責任者個人を源泉徴収義務者とする現行の規定は、正当な理由なく同様の事

柄を異なる方法で処理する恐れがあることは明らかです。

組織の責任者を源泉徴収義務者とする現行の規定は、過去に司法院釈字第673号の解釈通達により違憲ではないとされています。しかし今回、財政部は源泉徴収制度に対する各界の期待に応えるため、制定された法律が人々の生活実務の実態に即したものになるよう、改正法案を提示しました。予定通り実施されれば、源泉徴収義務者の権益の保護にとって大きな助けになると考えられます。

源泉徴収義務違反に対する罰則規定については、今回の法改正でも維持されています。源泉徴収義務者が規定に基づき源泉税を徴収しない場合、税務当局により、指示期限までの源泉税の追納、源泉徴収票の追加申告の有無によって、1倍以下又は3倍以下の罰金が科されます。

出所：KPMG税務部パートナー 陳志愷

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 陳彦富 統括 / KPMG台湾